

古代木簡資料における助数詞

On Japanese Numeral Classifiers in the Wooden Tablets from the Nara Capital Site

三保 忠夫

Tadao Miho

Abstract There are a lot of numeral classifiers in Japanese. In the beginning, I emphasize most of them were introduced into Japan with the form of official documents from ancient China or Korea. The wooden tablets from the Nara Capital Site are official and private documents. In the present description, I trace the sources of Japanese numeral classifiers.

【キーワード 助数詞 類別詞 古代語 平城京 木簡】

第一節 総説

は変わりがないので、これらを「参考」欄に置き、右に併せ見ていくこととする。

1 古代における木簡は、飛鳥京跡、藤原宮跡、山田寺跡、伊場遺跡、平城宮跡、長岡京跡、大宰府遺跡、その他から出土し、その都度、発掘調査報告書が公表されている。こうした中において、質量共に他に抜きん出ているのは平城宮跡出土木簡であろう。よって、本稿では、平城宮跡出土木簡を中心に助数詞の集大成を試み、その用法について考察する。また、飛鳥京跡・藤原宮跡、その他の出土木簡も、助数詞研究上、重要であることに

一九六一年（昭和三十六年）一月二十四日、奈良国立文化財研究所によるその第五次発掘調査で、平城宮跡中央北部の土壇（SK二一九土壇）から四十点の木簡が発見された。爾来、今日に至るまでの四十年間に出土した各種の木簡類を「平城宮跡出土木簡」という。これらは、他に十分な文献資料の得られない時代の、かつ、後の転写を経ない、当時の生の資料であり、古代史研究、古代語研究、その他、各分野においては、この上ない

第一等資料とされている。発掘調査は続いており、今後の出土も期待されるが、現今、最も注目されるのは、一九八八年に相次いで発見された「長屋王家木簡」と「二条大路木簡」とである。

「長屋王家木簡」は、奈良時代初期の長屋王（天武十三年 六八四～天平元年 七二九）の邸宅跡から出土した木簡類で、遺跡の溝（SD四七五〇）からは約三五、〇〇〇点の木簡が出土している。木簡の年紀には、和銅三年（七一〇）から靈龜三年（七二七）までの八箇年が見える。これは、大宝令制定から二十年も経たない時期であり、『古事記 撰上（和銅五年 七二二）年代と重なり、「正倉院文書」の年代（奈良時代後半）を大きく遡る。

「二条大路木簡」は、長屋王邸の北を東西に走る二条大路の南北両端の溝（南端の東西溝はSD五一〇〇、北端の東西溝はSD五三〇〇・SD五三二〇）から出土した約七四、〇〇〇点の木簡をいう。紀年簡は、天平七年（七三五、六）のものが圧倒的に多く、SD五三〇〇は天平九年初頭頃に、SD五一〇〇は同十二年二月以後、ほとんど埋められたとされる。

「長屋王家木簡」と「二条大路木簡」と、合わせれば約十二万点にも及ぶ。この点数の多いこと、また、その性格・内容、年月日などの判明するものも少なくないことからして、この資料的価値は極めて高いといつてよい。但し、同じく平城宮跡出土木簡といつても、両者は、多少、趣を異にする。即ち、近時の木簡研究によれば、前者を含む七世紀末から八世紀初頭までの木簡と八世紀の天平期以降の木簡とは様相が異なり、木簡の果たした役割、文字の用い方（質）、表記方法・文体などに差異があるとされる（平川南著『墨書土器の研究』、四四九頁）。国語史研究上、これはまた興味深い問題であり、増えつつある飛鳥京跡出土木簡、藤原宮跡出土木簡

地方官衙等跡出土木簡なども参看しながら本格的に取り組むべき課題の一つであろう。

これらの木簡を一旦見て注意されるのは、「ここに、単位（広義）の表現、即ち、度量衡の単位や助数詞の表現が頻繁に見えていることである。時に、これを欠くことがあっても、それは、おそらく、一定条件下で許容された簡略表現と見るべきであり、正式には、単位表現は、文書作成上、不可欠の要素とされていたと推測される。律令制下、国家の経済基盤は租・庸・調・雑徭の税法にあり、その厳格な施行・運用のためには、当然、「単位（度量衡・助数詞）」を整備し、これを正しく励行せしめる必要もあつたであろう。

度量衡の単位と助数詞とは、別途に用いられたのではなく、むしろ、併用されることも多かったようである。「賦役令」では、貢進物は、ほとんど度量衡で納めるよう規定されている。しかし、貢進物それぞれは、その製造・処理の過程に伴い、独特の単位（助数詞）表現を有することがある。また、貢進に際しては、それを収納・梱包する容器（荷造り）はどうしても必要であり、結束の手段なり運搬方法なりも、度量衡の規定分と密接に関係することがある。度量衡の研究と助数詞の研究とは、実は、不可分の関係にあると見ておかねばならない。

本稿で、主として依拠するテキスト（図版・釈文）は左記である。

奈良国立文化財研究所編『平城京 長屋王邸宅と木簡』、一九九一年（平成三年）一月、吉川弘文館刊。

奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告 長屋王邸・藤原麻呂邸の調査』、一九九五年（平成七年）三月、奈良国立文化財研究所発行。

奈良国立文化財研究所編『平城京木簡一 長屋王家木簡一』、一

九九五年（平成七年）六月、『平城京木簡一 長屋王家木簡一』、
二〇〇一年（平成十三年）三月、共に吉川弘文館刊。

奈良国立文化財研究所編『平城宮木簡一』、『同（一）』、『同（二）』、『同（三）』、『同（四）』、『同（五）』、それぞれ一九六六年（昭和四十二年）十一月、一九七四年（昭和四十九年）十一月、『解説』は翌年一月、一九八二年（昭和五十六年）三月、一九八六年（昭和六十一年）三月、一九九六年（平成八年）十二月、同研究所発行。

奈良国立文化財研究所編

『平城宮第13次発掘調査木簡概報』、一九六三年（昭和三十八年）十月

『平城宮発掘調査出土木簡概報（二）』、『一九六四年（昭和三十三年）十月

『以下、『概報（三十五）』、二〇〇〇年（平成十二年）十月まで（詳細略）

* なお、『概報（九）』の副題は、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報（一）』

奈良県教育委員会編集『藤原宮跡出土木簡概報』、一九六八年三月、大和歴史館友史会発行。奈良県教育委員会事務局文化財保存課編集『藤原宮跡 木簡』 同年三月、飛鳥平城京保存会発行 にも同じもの。

奈良国立文化財研究所編

『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報（二） 藤原宮出土木簡』、一九七五年（昭和五十年）十二月

* 以下、『概報（三） 藤原宮出土木簡（十四）』、一九九九年（平成

十一年）九月まで（詳細略）

奈良国立文化財研究所編『藤原宮木簡一』、一九七八年（昭和五十三年）一月、『同（二）』、一九八一年（同五十六年）三月。

向日市教育委員会編・発行『長岡京木簡一』（向日市埋蔵文化財調査報告書、第十五集）、一九八四年十月。財団法人向日市埋蔵文化財センター編集・向日市教育委員会発行『同（一）』（同右、第三十五集）、一九九三年三月。

財団法人京都市埋蔵文化財研究所編集・発行『長岡京左京出土木簡一』、一九九七年十一月。

木簡学会編集『木簡研究』（年刊）、創刊号は一九七九年（昭和五十四年）十一月、以後、第二十二号（二〇〇〇年 平成十二年 十一月）までを参照した。

これらの内、に依拠する場合、『木簡一（一）』と略称し、を引く場合は『平城宮木簡一（一）』と略称する。また、『平城宮発掘調査出土木簡概報』を引く場合は『城』と略称する。

遺構の名称や各種のデータの示し方は、文献によって一定しないことがある。例えば、同一シリーズの『出土木簡概報』（略称『城』）でも、号によつて差異がある。これらの場合、それぞれに事情があったと思われるので、多くはそのままに従った。但し、都合により、部分的に修正したり統一したりすることがある。

第二節 助数詞の概要

平城宮跡出土木簡を中心として収集できる助数詞は、左記のとおりであ

る。用例は、漢字で表記され、そのほとんどの読み方ははっきりしない。字音語表記、和語表記の双方があるので、助数詞は、その表記に用いられる漢字の部首順に配列した。但し、(30)「尺束」は、(51)「束」の条で一括して扱ったこととし、空見出し(印)をたてた。また、省文・異体と見られる文字「条」・「果」・「櫛」・「烈」・「疋」についても、それぞれ「條」・「顆」・「節」・「列」・「匹」の条で扱ったこととし、各々には空見出しを置いた。

(61)	條	(62)	櫃	(63)	櫛	(64)	烈
(57)	柱	(58)	校	(59)	株	(60)	根
(53)	枚	(54)	果	(55)	枝	(56)	柄
(49)	村	(50)	材	(51)	束・尺束	(52)	杯
(45)	日	(46)	本	(47)	机	(48)	条
(41)	戸 ⁺	(42)	把	(43)	掬	(44)	方
(37)	度	(38)	廷	(39)	張	(40)	役 ⁺
(33)	嶋	(34)	帖 ⁺	(35)	幅 ⁺	(36)	床
(29)	尋	(30)	尺束	(31)	尻	(32)	屯
(25)	基 ⁺	(26)	塙	(27)	孔 ⁺	(28)	宇
(21)	圍	(22)	圍 ⁺	(23)	坏	(24)	坐
(17)	口	(18)	古	(19)	合	(20)	品
(13)	勾	(14)	匙	(15)	匹	(16)	卷
(9)	具	(10)	列・烈	(11)	前	(12)	副
(5)	代 ⁺	(6)	俵	(7)	像 ⁺	(8)	兩
(1)	串	(2)	丸	(3)	了	(4)	人

(65)	片	(66)	牒	(67)	物	(68)	瓮
(69)	瓶	(70)	甃	(71)	罍	(72)	甗 ⁺
(73)	甗	(74)	番	(75)	疋	(76)	碩
(77)	種	(78)	筍	(79)	管	(80)	箇
(81)	箱	(82)	節	(83)	籠	(84)	紙
(85)	紉	(86)	結	(87)	編	(88)	缶
(89)	羽	(90)	翼	(91)	腰	(92)	腹
(93)	舌	(94)	般	(95)	色	(96)	荷
(97)	蓋	(98)	蔭	(99)	處	(100)	行
(101)	袋	(102)	裹	(103)	貝	(104)	貫
(105)	足	(106)	輪	(107)	轉	(108)	連
(109)	遍 ⁺	(110)	部	(111)	鋒	(112)	鋪 ⁺
(113)	間	(114)	院 ⁺	(115)	階	(116)	隻
(117)	雙 ⁺	(118)	面 ⁺	(119)	領	(120)	頭
(121)	顆	(122)	食	(123)	馱	(124)	點

右には、度量衡の単位や官位に関するものなどは外したが、「反」「常」「段」「端」「束」「把」「分」「等」など、一部に関連するものを加えた。印は、それが空見出しであることを示す。また、+印は、その用例がまた平城宮跡出土木簡に得られず、その他の木簡に見えることを示す。印の(69)「瓶」と(94)「般」とは、序数詞としての用例である。なお、今のところ保留とし、右に入れていない若干のものがある。

さて、平城宮跡出土木簡を中心として収集した助数詞につき、「正倉院文書」におけるところと比べてみると、次のようである。(+)印、印のもの

を含め、印のもの一部を省いた。）

(A)「正倉院文書」にも見えるもの(番号は木簡の場合に同じ)

1	串	2	丸	3	了	4	人	5	代	6	俵	7	像
8	兩	9	具	10	列・烈	11	前	12	副	13	勾	14	匹
15	卷	16	口	17	古	18	合	19	圍	20	坏	21	坐
22	25+基	23	宇	24	尻	25	屯	26	嶋	27	34+帖	28	幅
29	36	30	床	31	度	32	張	33	40+役	34	41+戸	35	把
36	37	38	廷	39	本	40	村	41	51	52	53	54	55
42	43	44	球	45	日	46	校	47	59	60	61	62	63
64	65	66	枝	67	柄	68	校	69	60	61	62	63	64
65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106
107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134
135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148
149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162
163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176
177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190
191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204

(B)「正倉院文書」に見えないもの(番号は木簡の場合に同じ)

14	匙	20	品	22	團	26	壩	27	孔	29	尋	30	尺束
44	方	47	机	50	材	52	杯	68	瓮	72	甃	76	碩
78	筭	89	羽	94	般	98	蔭	103	貝	107	轉	111	鋒
122	食	124	點										

(C)「正倉院文書」に見えて木簡資料に見えないもの(番号は「正倉院文書」別掲の場合に同じ)

古代木簡資料における助数詞

4	交	8	倍	12	刃	16	割	17	劑	18	區	24	句
25	叩戸	27	呪	28	囊	30	地	31	坊	34	基	35	坑
36	塘	37	壺	40	寸	41	對	42	小櫃	44	居	45	局
47	島	49	巴	50	巾	51	布	52	俗	54	帙	55	帳
57	幞	60	座	62	廻	64	懸	66	房	67	所	68	扇
69	手	71	折	72	技	73	挺	74	支	76	旒	92	棒
93	搏	94	樓	97	歲	98	流	99	渚	100	烟	102	爲
107	施	112	疊	114	皿	115	盤	116	辟	117	碑	119	端
120	筆	121	等	122	筒	125	管	129	粒	131	紙俗	132	級
135	縣	136	總	138	纒	143	臺	145	船	149	菌	150	藁
154	表	157	要	158	覆	159	負瓶	162	跡	163	軀	164	車
165	軸	167	輿籠	168	辛櫃	169	通	172	道	173	瀟	175	重
183	頂	188	馱荷	189	首	190	高	191	齊	192	久礼	193	佐良氣
194	比良加	195	み										

右は、双方における助数詞を形式的に比較したものである。それぞれにおける助数詞採択の基準は全同でなく、若干相違する。細かな点については各個に見ていかねばならない。

(A)のグループは、一応、八世紀において広く用いられていたものである。(B)と(C)は、それぞれに片よって見えるものである。各々の対象とする文書世界の相違に基づくとところが大きいようである。助数詞の異なり語数からすれば、(C)の方が多くて当然であるが、それでもなお(B)のような助数詞が見える。木簡という資料の性格、その年代、その地域性などについて考えてみる必要がある。(C)には、特定の文書(帳簿)に見える助数詞、通俗的用法にあったかと思われる助数詞、いわゆる省文

による助数詞などが目につく。

第三節 助数詞の総合調査

次に、具体的な用例を通じてその用法を見ていこう。

凡例

- 1、用例は、原則として各助数詞の見出し語（漢字）の部首順に示す。
- 2、用例は、私に、その冒頭部に○印を付す。
- 3、用例の下の（ ）の中に、木簡の出土した遺跡名・地区、あるいは、木簡の名称、また、アフリビア数字で木簡の長さ・幅・厚さ（単位はミリメートル）、型式番号などを記す。

木簡の法量や型式番号などは、依拠したテキストによる。なお、型式番号につき、四桁の最初の6は、それが奈良時代のものであることを示すが、『城』や『木簡研究』などでは、この表示を省いている。

なお、型式番号により、木簡のおよその内容・性格が知られる（傾向）。

- 一型式（短冊型の形態）＝文書木簡（文書、帳簿・伝票）
- 三三型式（長方形の材の一端ないし両端の左右に切り欠きを入れた形態）

- 五一型式（一端をとがらせた形態）
- 三三型式（上端左右に切り欠きをもち下端をとがらせた形態）
＝ 以上は付札木簡（貢進物荷札、物品付札）
- 八一型式（原形未詳の形態）＝習書・落書

- 九一型式（木簡の文字面を刀子で薄く削った削片で、内容は多岐

にわたる）＝削屑

- 4、右のデータの上下に、依拠したテキストを記す。この場合、『木簡一』、『平城宮木簡一』などは上部にそれぞれの木簡番号と共に記し、『木簡研究』などは下部にそれぞれの号数と共に記した。
- 5、用例を示すにつき、底本（原木簡）の双行部分・小字の部分を印で印字し、改行部にノ印を付した。
- 6、用例を示すにつき、次の符号を用いた。多くは依拠したテキストに従うが、一部に改めたところがある。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

木簡の上・下端に孔の穿たれていることを示す。

字数の確認できる欠損文字のあることを示す。

□ 字数の確認できる、また、できない欠損文字を示す。

「 異筆、追筆。

（ ） 依拠したテキストにおける校訂の注記。

× 欠損文字のあることを示す。□ に相当する。（依拠した

テキストによって用・不用がある）

< 木簡の上・下端に切り込みのあることを示す。（依拠したテ

キストによって用・不用がある）

(一) 串

干し肉の類は竹串か木串に刺して作ったのであろうが、次のように見える。

- 輪厠員冊串 | (南北溝 S D 三三三六 B、SB47 033、『城』十一)
- 鹿脯冊串 | 上 長 (二条大路南濠状遺構 S D 五二〇〇、

(79)・16・3 039 UO28『城』三十一)

「眞」はその眞数の意、「鹿脯」は、鹿肉(六)の干したものをいう。『正倉院文書』にも同様の用法があり、福岡の鴻臚館跡からは「鹿脯乾」と書いた荷札木簡(八世紀初)が出土している。源順編『倭名類聚抄』(承平年間 九三二〜九三八)の「魚鳥類」には、「腊」は「きたひ」、「脯」は「ほしし」とあり、また、塩漬けの類を「ししひしほ」といつとある。中国古代の文献に、「及言卿東壁下有美酒一斛又有鹿肉三斤」(呉書 静嘉堂文庫蔵本、卷十八、趙達)と見えるのも「鹿脯」である。

腊 唐韻云腊腊 居昔二音和ノ名木多比 乾肉也方言云鳥腊曰臘 音無又ノ音武

鹿脯 説文云脯 音甫和名ノ保之々 乾肉也禮記云牛脩鹿脯 脩亦

脯ノ也音秋

醢 爾雅注云醢 平改反與海同和ノ名之々比之保 肉醬也陶隱居

本草注云肉醬魚醬皆呼爲醢不入藥用

(道円本、卷十六、二〇ウ)

【参考】

郡進止於席一枚

四月五日 平(千)六 串

赤 (大)坏廿口

(裏面略)

(440)・56・7 019 第一四号、『木簡研究』第十六号(田中靖)

八幡林遺跡は、八世紀前半から九世紀の越後国古志郡に関わる官衙遺跡と考えられ、右は、郡に進上した物品名とその量を記載した真進文書で、裏面に、郡の大領を表す「長官尊」という語句が見える。「串」字の上は

古代木簡資料における助数詞

「二」三」といつ。席、六肉、赤色の大きな坏などの組み合わせからすれば、これは神事などの使用物品を思わせるとされ^①、具体的には、「四月五日」は、郡司の掌る農耕儀礼(田植え)の饗宴の日、「平六」は「干六」で牛六をいつとの見方が提出されている^②。次も「六」や「」(器物か)の数量の多いことに注目される。

六一百串 (六)百枚(前後略)

(同右、(294)・54・6 081 第二七号、同)

* (1)平川南「八幡林遺跡木簡と地方官衙論」、『木簡研究』第十七号、一九九五年。

(2)三上喜孝「墨書土器研究の新視点 文献史学の立場から」、『国文学 解釈と教材の研究』、二〇〇二年三月号。

(2) 丸 列・節・連

この助数詞は、瓜、漬瓜、茄子、椿桃子、堅魚、また、真珠・水精玉・琥珀の玉などを対象として用いられる。

上 瓜四丸 茄子六丸 使秋女

六月八日國麻呂 (宮内基幹排水路SD二四一〇、

(223)・24・3 019 BF19、『城』三十四)

賀麻流魚一隻 和海藻四把 醬四合 漬瓜一丸

進上 塩一合五夕 未醬 々保^③一

世比魚四隻 酢二合 栢四

潤八月十八日當麻人公 (内四行細字)

(二条大路北側溝SD二二五〇、HS32 019、『城』十五)

南毛進上 蒸莢角豆六把 大豆三根／瓜八碩 榊桃子十六丸

天平九年八月四日賀茂安麻呂 (二条大路木簡 東西溝SD

五一〇〇、190・30・1 011 UO28、『城』二十一)

「榊桃」は、ももの一種。油桃ともいう。「子」は、果実の意。瓜には、

「丸」・「顆」・果や「荷」が用いられるが、「瓜八碩」とは不審である。

以下は、多く、カツオ、即ち、「堅魚」・「荒堅魚」を対象とする用例で

ある。伊豆国の用例が多く、「これらの「里」の地名については瀬川裕市郎

氏に考察がある¹⁾。西伊豆町などは、今でもカツオブシの名産地である。

八連一丸 (二条大路木簡、東西溝SD五三〇〇、削屑、091

JF09、『城』三十)

伊豆國賀茂郡築間郷山 (甲)里戸主矢田部廣田口矢田部荒勝調荒

堅魚十一斤／十兩／天平七年十月七連七丸

伊豆國賀 (二条大路木簡、東西溝SD五一〇〇、352・32・5

031 UO43、『城』二十一)

伊豆國賀茂郡賀茂郷 里戸主生部大麻呂口生部十麻呂調荒堅魚十

一斤十兩／六連二丸／天平五年十月

(第一五四次調査、南北溝SD二七〇〇、359・35・5 011 FJ27、

『木簡研究』、第六号(館野和口))

「戸主」以下につき、先には「戸主壬生部大麻呂」「生部十……」とあ

った(『城』十七、一四頁)。

伊 賀茂郡 (郷カ) [] 十一 兩／

九連五丸／[]年十月 (同右、南北溝SD二七〇〇、

397・31・4 031 FL27、『木簡研究』、第六号)

伊豆國賀茂郡賀茂郷題詩里戸主矢田部刀良麻呂口矢田部刀良調荒堅

魚十一斤十兩「十一連二丸」／天平七年十月 (二条大路木簡、

東西溝SD五一〇〇、408・34・5 031 UO42、『城』二十一)

伊豆國賀茂郡賀茂郷題詩里戸主矢田部刀良麻呂口矢田部刀良調荒堅

魚十一斤十兩「十一連二丸」／天平七年十月

(同右、SD五一〇〇、388・37・4 011 UO11、同右)

伊豆國賀茂郡色日郷鯉名里戸主多治比部國万呂口多治比部禰万呂調

荒堅魚十一斤十兩「七連一丸」／天平八年十月

(同右、SD五一〇〇、395・28・4 031 UO13、同右)

伊豆國賀茂郡色日郷大背里戸主矢田部高椋口矢田部建嶋調荒堅魚十

一斤十兩／天平七年十月

「七連七丸」(同右、SD五一〇〇、393・20・4 031 UO38、同右)

伊豆國賀茂郡三嶋郷三嶋里占部五百 (比)調荒堅魚十一斤十兩

連五丸／天平

(同右、SD五一〇〇、310・24・3 031 UO45、同右)

伊豆國賀茂郡川津郷賀美里戸主矢田部 麻呂戸平群部嶋調荒堅魚十

一斤十兩／「九連一丸」／天平八年十月

(同右、SD五一〇〇、379・28・4 011 UO20、同右)

伊豆國賀茂郡川津郷賀茂里戸主矢田部三狩口矢田部長調荒堅魚十一

斤十兩／「八連四丸」／天平七年十月

(同右、SD五一〇〇、376・36・4 011 UO42、同右)

伊豆國賀茂郡川津郷 (神カ)竹里戸主矢田部子當口矢田部石村調荒

堅魚八斤五兩／「七連五丸」／天平七年十月

(同右、SD五一〇〇、275・25・3 011 UO42、同右)

これだけは「煮堅魚八斤五兩」と見える。

伊豆國賀茂郡稻梓郷稻梓里戸主占部 志戸占部石麻呂調荒堅魚十一斤十兩ノ六連六丸ノ天平七年十月 (二条大路木簡)

東西溝SD五二〇〇、433・33・3 031 U046、『城』(二十一)

伊豆國那賀郡射鷺郷庭科里戸主六人部百足口六人部足國調堅魚十一斤十兩ノ九連四丸

天平七年九月 (同右、333・33・5 051 U048、同右)

伊豆國那賀郡射鷺郷庭科里戸主六人部足口六人部足國調堅魚十一斤十兩ノ九連四丸

天平七年九月 (同右、382・30・4 031 U048、同右)

伊豆國那賀郡射鷺郷和太里戸主白髮部石口矢田部高嶋調荒堅魚十一斤十兩ノ七連七丸

天平七年九月 (同右、388・31・3 031 U048、同右)

伊豆國中郡都比郷有覺里 戸主口下部麻之呂ノ口下部黒方呂 調荒堅魚十一斤十兩 連一丸ノ天平七年九月

(同右、400・23・4 031 U042、同右)

伊豆國那賀郡丹科江田里 戸口口口口ノ口口口口 調堅魚十一斤十兩ノ九連七丸

(同右、134+115)・32・4 011 U048、同右)

伊豆國那賀郡丹科郷多具里 戸主物部大山口ノ物部國方呂 調堅魚ノ十一連九丸

(同右、336・34・4 032 U042、同右)

伊豆國那賀郡丹科郷多具里物部十足調荒口口口口ノ九連一丸ノ(五年)九月 (南北溝SD二七〇〇、316・20・3 031 FL27、

『木簡研究』、第六号(館野和口)) 伊豆國那賀郡丹 多 口口口口ノ九連一

丸ノ口口口口 (天力)平五年九月

(南北溝SD二七〇〇、324・31・3 031 FJ27、同右)

× 部些方呂調ノ荒堅魚十一斤十兩 八連一丸ノ天平五年九月 (南北溝SD二七〇〇、(354)・31・4 039 FJ27、同右)

伊豆國那賀郡石火郷戸主矢田部金毛口物部禰方呂調堅魚十一斤十兩ノ八連三丸

天平七年九月十一日 (二条大路木簡)

東西溝SD五二〇〇、390・27・3 031 U047、『城』(二十一)

伊豆國那賀郡石火郷宇遲部黒栖調堅魚十一斤十兩 九連六丸 天平七年九月十一日 (同右、230・26・5 031 U042、同右)

伊豆國中郡石火郷物部廣足調堅魚十一斤十兩ノ九連丸(天力)

(同右、319・26・1 033 U042、同右)

伊豆國中郡石火郷物部黒方呂ノ物部(廣力)方呂 調堅魚十二斤十兩ノ十連一丸

(同右、236・24・2 031 U042、同右)

石火郷物部小能調堅魚十一斤十兩ノ十連四丸

天平七年九月十一日 (同右、(215)・30・2 039 U012、同右)

賀郡都比 洲里 戸主口下部鳥方呂口物部大友 調荒堅魚十一斤十兩ノ七連八丸ノ天平七年九月 (二条大路木簡)

東西溝SD五三〇〇、357・32・10 032 JDZ、『城』(二十四) 方郡久寢郷坂上里矢田部子 調荒堅魚十一斤十兩天平七年九月ノ八連一丸 (二条大路木簡)

古代木簡資料における助数詞

- 東西溝 S D 五二〇〇' (281)・33・4 039 UO46' 『城』(二十一)
 伊豆國田方郡久寢郷坂上里矢田部干嶋調荒堅魚十一斤十兩 天平七
 年九月ノ七連五丸』 (二条大路木簡、東西溝
 S D 五三〇〇' 370・28・3 031 J D 27' 『城』(二十四・二十九)
 伊豆國田方郡久寢郷坂上里日下部眞廣調荒堅魚十一斤十兩 天平七
 年九月ノ七連一丸』 (二条大路木簡、東西溝
 S D 五三〇〇' 353・30・4 031 J F 11' 『城』(二十四)
 伊豆國田方郡久寢郷坂上里日下部遠麻呂調荒堅魚十一斤十兩 ノ七
 連六丸』
 天平七年十月 (二条大路木簡、東西溝
 S D 五二〇〇' (334)・29・4 031 UO09' 『城』(二十一)
 伊豆國田方郡久寢郷坂上里若櫻部高山調荒堅魚十一斤十兩 ノ「八
 連四丸』
 天平七年九月 (同右 S D 五二〇〇' 350・28・5 031 UO44' 同右)
 伊豆國田方郡久寢郷坂本里戸主津守部土諸戸口日下部床足調荒
 (堅丸) x
 八連三丸』 天平二年十月 (南北溝 S D 二七〇〇'
 (278)・31・3 039 F L 27' 『木簡研究』(第六号)
 伊豆國田方郡久寢郷 里 (二条大路南濠状遺構 S D 五二〇〇'
 六連四丸』 (128)・17・2 019 UO09' 『城』(三十一)
 伊豆國田方郡有雜郷多我里戸主大伴部木麻呂調荒堅魚十一斤十兩
 ノ「六連六丸』
- 天平七年十月 (二条大路木簡、東西溝 S D 五二〇〇'
 339・33・4 031 UO42' 『城』(二十一))
 伊豆國田方郡棄妾郷瀨崎里戸主西部眞弓調荒堅魚十一斤十兩 「六
 連一丸』
 天平七年十月 (同右 S D 五二〇〇' 335・32・5 031 UO42' 同右)
 伊豆國田方郡棄妾郷許保里戸主大伴部龍麻呂口金刺舍人部足國調堅
 魚ノ「十一斤十兩ノ六連七丸』
 「」七年十月、
 (同右 S D 五二〇〇' 354・23・5 031 UO42' 同右)
 伊豆國田方郡棄妾郷許保里戸主大生部眞高口大生部野瀨調荒堅魚十
 一斤十兩ノ「六連三丸』
 (同右 S D 五二〇〇' 370・33・4 031 UO47' 同右)
 伊豆國田方郡棄妾

 十一斤十兩ノ五連七丸』 (二条大路南濠状遺構
 S D 五二〇〇' (150)・29・4 039 UO25' 『城』(三十一))
 部 足調堅魚十一斤十兩 ノ「十連五丸』
 七年九月十一日 (二条大路南濠状遺構
 S D 五二〇〇' (210)・23・3 039 UO46' 『城』(三十一))
- この地区の出土木簡には伊豆国からの貢進物関係が多いから、この不明
 の文字もその線で推測されよ。
- 駿河國富士郡古家郷小嶋里荒堅魚九連三丸 天平七年十月
 (二条大路木簡、東西溝 S D 五二〇〇' (335)・18・5 019 UO42'
 『城』(二十一))

「賦役令」では、正丁一人の輸賣量につき、「堅魚卅五斤」、「煮堅魚廿五斤」と規定されている(『新訂増補国史大系 令義解』、調絹純の条、一五・一六頁)。これは小称であり、これを大称に換算すると、前者は約一二斤一〇両、後者は、約八斤五両となる。堅魚は、従って、この規定どおりの重量が貢納されているわけである。

右は、今日のカツオブシとは異なるが、参考までに、今の製法を見ておくと、これには、大体、次のような工程がある(地方によって小異がある)。即ち、生のカツオの頭部・内臓・背びれを除去し、三枚におろす、片身を血合(黒血肉)に沿って背身・腹身に切り分ける、一時間ほどゆでる、ウロコや大骨・小骨を除去する「ナマリプシ」、薪(カシ、サクラ、クヌギなど)で二週間一箇月いぶす「アラプシ」、表面のタールを削除し、整形する「ハダカプシ」、カビ付けし(主に表面の水分を除去する)、一方で天日に干す(カビの成長を抑える)、これを一番カビから六番カビまで繰り返す「本枯節」。カツオをさばいてから、この間、半年ほどを要する。宮下章氏によれば、焙乾法によるカツオブシは後世のものである、木簡の「堅魚・麩(荒)堅魚」は、「煮堅魚」に対する用語であって生魚を縦に細く何条にも切り、そのまま干し上げた粗製品である、「煮堅魚」は、煮てから干したものの、貢納量からして「堅魚」より三割方高く評価された乾燥精製品である、両者とも、一本のカツオの肉を六条〜八条に細断して成ったものであるとされる^②。「煮堅魚」とは、埴形土器で右の 相当の工程を経たものを干したものである(若干の薫煙をかけるか)。ナマリとは、火災・蒸気・煮熟等の熱によってその肉が白く変質することをいうが、を経たものは、今でも「なまり節」として売られている。「堅魚・荒堅魚」は、しかし、助数詞に「節」・「丸」が用いられても「条」が用いられる

ことはないから、「煮堅魚」と同様、やはり、背身・腹身の「節」くらいの単位で切り分けられたものらしい。とはいえ、九月・十月に生身をこの大きさで干しても乾燥に難がある。とすれば、これは、右の 相当の工程を経たものか、あるいは、相当の工程を抜いて薫煙したものかではなからうか。乾物製品という点からすれば、むしろ、こちらの方が精製品であり、長期に、かつ、多量を貯蔵することもできる。「堅魚」という称呼も、その乾物製品ゆえのことであり、「堅魚」が珍重される理由もここにあり。但し、これは、そのままを食膳に供することはできない。「荒堅魚」とは、あるいは、この力チカチの乾物状態を言うのかも知れない。これに対し、「煮堅魚」の方は、若干の日持ちもしようが、まずは、(調味料を付けて)そのままを食し、味わうことができる。こうした魚肉の味わいは、都人の大きな魅力であったはずである。

ところで、「賦役令」の規定どおりの重量が貢納されていても、その員数は一定しない。堅魚の個体に大小があるからである。その一本を、「一丸」とも、「一節」ともいい、十本を連ねて、「一連」とも、「一烈」ともいったようであるが、この数字は、大体、大ぶりの堅魚なら小さく、小ぶりのものなら大きくなる。但し、貢納地によっては(例えば、伊豆国田方郡葉菱郷など)、一連を一斤一五両で纏め、六連前後で二斤一〇両の荷に纏めることを標準とするようなこともあったらしい^③。

員数を案配して重量を調整したものは、その入れ物として「籠」が使用されている。即ち、大隈亜希子氏によれば、『延喜式』神祇三、臨時祭、「鎮ニ新宮地祭」の条に「堅魚五籠 別受三十一斤十兩一。」(『新訂増補国史大系』、五一頁)と見えるから、「堅魚は、一一斤一〇両分に「一連〇節」という形状に纏め、籠に納められていたと考えられる。」とされ、

「律令国家は、重量での計量が普及困難と思われる物資については、慣習法の単位と重量単位を融合させることによって、民間でも馴染みやすい形で権衡を普及していった。」と述べられている^③。

右のような荷札木簡の文言は、三人の筆からなるとされる。

「伊豆國那賀郡入間」「郷賣良里戸主物部曾足口物部千嶋調堅魚十斤十兩」「十連三丸」

天平七年九月（二条大路木簡、東西溝SD五二〇〇、343・

37・4・033 U047、『城』二十一）

「伊豆國那賀郡入間」「郷中村里戸主矢田部衣万呂口矢田部角万呂

調堅魚十二斤十兩」「十二烈五丸」

天平七年九月（二条大路木簡、東西溝SD五二〇〇、375・

31・6・051 U042、『城』二十一）

即ち、寺崎保広氏によれば、「伊豆入間」の部分は、予め入間郷で纏めて書き置かれたもの、「郷十兩」は、各納税者の書き足したもの、堅魚の員数と納税月日は、郷（五〇戸で編成された行政組織）の上部の郡役所において追記されたもの、という三筆の存在、及び、記入段階が判明するとされる^④。助数詞の使い方は、あるいは、こうした郡役所の役人の手に委ねられることもあるかも知れない。留意しておかねばならない点である。「塙」・「條」の条参照。

なお、これら調堅魚関係でも貢進月日を「十月」とするものが多い。これについては、稲の取り入れが終わる前後に調庸物の貢進が始められ、地方の国司の手によって助納されるのが十月になるからだとする説^⑤、また、遠中近国を問わず、当時、調庸のものにはみな「十月」と書く習慣であったとする説^⑥がある。

【参考】

瓜三百丸（駄）二匹／天平十五年九月七日出雲真前

（唐招提寺講堂地下遺構、L041、210・35・4・011）

『木簡研究』、第八号（岸俊男・和田萃）による。荷駄の伝票とされる。

「瓜」字は、草冠を有する字形である。類例は多い。「また」「丸」は「ち」で、個数を示す、とあるが（同、一一九頁）、読み方は検討を要する。

日下 函壹合（中略）眞珠廿丸 水精玉十三丸

／琥珀卅二丸相戀子十丸 水精百子 合ノ 銀小壺一合

惣（納）（前後略）（杉材、長80cm・幅60cm・厚100cm）

正倉院伝世の木簡で、唐櫃に付し、物品の出納を記した帳簿的なものとされる（『合』の条参照）。

* (1) 瀨川裕市郎「煮堅魚と埴形土器・覚え書 3」、『沼津市博物館紀要』、第十七号、一九九三年。

(2) 宮下章著『鯉節』、二〇〇〇年十一月、法政大学出版社、一

五二頁。

なお、今日のように燻乾するカツオブシは十七世紀後半からのものでとされるが、魚鳥・獣の肉をあぶり（炙）、また、いぶす（燻）こと自体は、より古くから行われていたのである。

(3) 樋口知志『二条大路木簡』と古代の食料品貢進制度、『木簡研究』、第十三号、一九九一年。

(4) 大隈亜希子「律令制下における権衡普及の実態 海産物の貢納単位を中心として」、『史論』、第四十九号、一九九六

年三月。

(5) 寺崎保広氏執筆。田中琢著『古都発掘』(一九九六年、岩波書店)所収、一二二頁。

また、佐藤信著『日本古代の宮都と木簡』、一九九七年四月、吉川弘文館、八一頁。

(6) 井上辰雄著『正税帳の研究』、一九六七年十一月、塙書房、三七〇頁。

(7) 瀧川政次郎『平城宮跡出土木簡と賦役令』、『日本上古史研究』、第五卷第五号、昭和三十六年。

(3) 了 方

この助数詞は、木簡資料では、黒葛、縄などを対象として用いられる。

(和銅カ) 八年八月

(進カ) 葛州連六了

此用状

風

黒葛五了宣

大宅内侍

／靈龜元年九月

(内侍黒葛カ)

大宅内侍

十二月十日

(充カ) 黒葛二了宣

(大宅内侍カ) 靈龜

二年二月廿日鴨末枝

三了

(第一〇四次調査東院地区、A期の土壙SK八六三〇、

SI44 081 (SK8630)、『城』十一)

裏面の「黒」字、「宣」字の右傍にそれぞれ不明の文字が一字ずつあるようだが、省略した。和銅八年は七二四年、九月に靈龜元年と改元された。

宣 束内侍 「韓櫃」

(充カ) 掃部司黒葛二了宣

上海上内侍

同日内進黒葛二了

十月廿八日内進

黒葛卅了宣 神前内侍

(同右遺構、SI44 081 (SK8630)、『城』十一)

「黒葛」の進上・支給を記録した文書で、文面は、年月日、黒葛の進上・支給先、数量、内侍名となっており、一点は直接接続しないが、同材・同筆で、もと同一木簡で、縦に割って廃棄されたものとされる。内侍司は、天皇に常侍し、奏請・宣伝・女孺の検校・内外命婦の朝参・禁内の礼式のことを掌る官司で、尚侍・典侍・掌侍・女孺からなる(『新訂増補国史大系 令義解』、「後宮職員令」、六五頁)。この内侍等は、勅旨宣に当たったものらしい。「大宅内侍」は、養老七年正月に初見する大宅朝臣諸姉(天平八年に典侍)、「上海上内侍」・「束内侍」・「神前内侍」は、采女が氏女出身の、出身郡名、あるいは、氏族名を名とする内侍、「内進」とは、内裏への進上を意味し、よって、本簡は、内裏と関わりが深いものとされる(『奈良国立文化財研究所年報一九七八』、三三三頁)。

「黒葛」の用途、また、助数詞「了」の詳細については「正倉院文書」の条で述べるが、黒葛は、「葛折り」と称されるような、その形体上から単位として「了」が用いられたのであろう。

請繩參拾了 右爲付御馬并夜行馬所請

如件 神護景雲三年四月十七日番長非淨演

(GABE SD三七二五溝、MIO9 601、『城』五)

平城宮跡の中央部に推定される第一次内裏、朝堂院の一部(この東で南北に走る溝の上層)から出土した木簡で、法量は、323・25・4とされる(『木簡研究』、第八号)。番長(左右兵衛府)が、御馬と夜行馬に付けるための縄を請求した文書である。「夜行」は、「宮衛令4・24」にいう「行夜」に見える夜間の巡検をいう(『新訂増補国史大系 令義解』、六七九頁、六

右の他、『平城宮発掘調査出土木簡概報(三三四)』に、

請 縄一方 少進大伴 [] / 如件

十一月七日私部 (人成カ)

(東一坊大路西側溝SD四九五、171・26・2 011 BL14)

と見える例がある。縄の請求に関する木簡らしく、よって、「方」は縄を対象とする助数詞と見られる。「了」と字形が近く、紛らわしくはあるが、別の助数詞と見られる(後述)。

〔参考〕

作官曹司所十五人 半了六十六夫

七月廿一日 (長岡京木簡一、三、左京第二三次

調査、溝SD三〇一 B層 304・30・5 011 230、杉・柾目)

長岡京造営に関する木簡という(解説、五五頁)。「夫」は人夫であろうから、「半了」は、黒葛か縄かに関する表現であろう。長岡京は延暦三年(七八四)より造営移転した都(同十三年造営中止、十月に平安京遷都)。

(4) 人 □・坐・柱

「人」は、帳内、乳母、宿直資人、供奉人、賢、造役人、書吏、医、仕丁、廝、兵士、隼人、大炊司女、要帯師、造玉、奈閉作、須保豆、沓縫、薦縫、矢作・大刀造草油高家、轆轤師、画師、人足、苅(氷室に敷く草を刈る人)、奴婢、その他に用いられている。

供奉卅六人 司一人 奴六人 直十人ノ宮人五人 婢十四人

九月五日 (二条大路南側路肩の東西溝SD五二〇〇、

258・32・6 011 U032、『城』二十一)

「供奉人員卅六人」、「供奉人員卅九人」などに見える例もある(同右SD五二〇〇、289・19・3 011 U046、また、252・30・6 011 U045、共に『城』二十一)。

人員二百二人 百九人ノ別三升 飯三石三斗 三石一斗 一石四升 / (中略)

豊子所三人 左衛士卅九人 文部二人ノ木工寮七人 右卅

九人 領八人ノ造営八十三人 衛門廿二人 (二条大路木簡、

東西溝SD五三〇〇、302・49・5 011 JF10、『城』二十四)

障子作畫師一人米二升

障子作畫師一口帳内一口米 (半升)

(南北溝SD四七五〇、193・19・3 011 TJ11、『城』二十三)

仏造帳内一人米一升廝一人米一

升受任丁糠麻呂八月十日 万呂ノ書吏

(南北溝SD四七五〇、215・28・4 6011 TH1、『城』二十三)

[] 須保豆一人 沓縫二人 (溝) 縫一人 轆

縫一人

右 (土口カ) [] (木簡

二、『一九四〇、SD四七五〇溝 321・(18)・3 6081 TC11)

某所(西宮物・・・所 あるいは、御鞍具作司など)に所属する工人たちの食料支給の伝票木簡とされる。

菩提一人 (木簡一、『二四八七、SD四七五〇溝

削屑、6091 TC11、『城』二十八)

仏道の指導者、または、僧侶・尼僧を指すのであろうか。僧・尼には、

「口」・「坐」も用いられる。

松原草除充夫十七人 領中衛一人

天平十八年十月十七日

『平城宮木簡一』

七七、SK八二〇土墻 327・44・4 6011)

松原は、曲水・騎射の宴などに使用される松林、松林宮、松林苑の類で、その松原の草除に夫十七人を充て、中衛一人がその統領に当たることを記したものとされる。

焼炭一人 將監紀朝臣曹司一人

『平城宮木簡二』 三五二六、SD三四一〇・SD二五〇溝

6AA1' (206) ・ (11) ・ 9 6081、杉・板目)

「將監紀朝臣」は、近衛將監紀朝臣船守であろう。彼は、神護景雲三年(七六九)三月以降、宝龜六年(七七五)九月まで將監であったと見られるとされる(『解説』、一八二頁)。

移 務所 立薦三牧 日風悔過布施文ノ右二種今急進

大炊司女一人依齊會而召 一月廿日ノ遣仕丁刑部諸男

家令 (長屋王家木簡、SD〇一四、369・33・4 011 TF11'

『城』二十一・二十五)

移 山背御園造雇人卅人食米八斗塩四升可給 輕部朝臣三狩充ノ奴

布伎

山背使婢飯女子米方呂食米一斗五升ノ充 和銅五年七月廿日大書

吏ノ扶 (長屋王家木簡、SD〇一四、427・38・4 011 TC11'

『城』二十一)

15 大型の定型文書木簡で、長屋王家の「山背御園」で働く雇人などの食料の支給を依頼する、「大書吏」(高市皇子の家政機関)からの移とされる

古代木簡資料における助数詞

『木簡一』、『解説』、三八頁)。「山背御園」は、長屋王の所領(菜園)の一つで、今の大阪府南河内郡河南町山城に位置したという¹⁰⁾。

第三例など、「口」との用法差が明瞭に見てとれないが、他にも同様の例がある。一例として次の二例を挙げる。

土師女三人奈閉作一人米八升受曾

女八月廿九日 石角 書吏

(長屋王家木簡、242・28・2 011 TB11'、『城』二十一)

土師女三口 雇人二人米一斗受 逆

七月廿七日三事ノ甥方呂

(長屋王家木簡、233・28・2 011 TC11'、『城』二十一)

また、米飯支給の伝票木簡で、米の支給対象者の口数(内訳)を書く部分に、「口」、これを文章に総括する部分に、「人」が用いられることがある。

宿直資人 合二口 /春日佐美

右一人宿西瓦蓋坊ノ四月十一日 (二条大路南側路肩の

東西溝SD五二〇〇、227・(25)・3 081 UO27'、『城』二十一)

鑊盤所 長一口米二升 銅造一口二升半ノ帳内 (二)口二升 雇

人二口四升 右五人米九升半受龍方呂

十二月廿六日 可加流稻虫ノ「稻粟」

(南北溝SD四七五〇、415・26・8 6011 TC11'、『城』二十一)

鑄物師二口飯八升帳内一口二升雇人一口四升

右四人一斗四升受

(長屋王家木簡、SD〇一四、290・29・4 011 TD11'、『城』二十一)

秩師二口帳内一口雇人一口右四人米七升

受宇方呂 八月十四日石角 書吏

(長屋王家木簡 185・25・3 014 TH11、『城』二十七)
 なお、右に見える「帳内」は親王・内親王に、「資人」は諸王・諸臣にあてがわれる「とねり」である^②。

助数詞「人」の用例は枚挙に暇がない。多くは省略する。

【参考】

南 請葛城明日沙弥一人

「天天天天天天天 天天」

(飛鳥藤原第八四次、方形池外側の土坑群 252・25・3 065 ND34)

『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十三)』による。飛鳥池遺跡(5BAS、北地区)から出土。表は、「南」が葛城寺の沙弥を請った文書、裏は習書である。吉川真司氏は、この木簡の形が有柄ナイフ(短刀)状をしているところから、その北地区で不要となった文書木簡を整形し、裏を削って刃物(鉄製品)の^{たぶら}様に仕立て、習書に用い、後、廃棄したものとされる^③。「含弥」や「尼」には「坐」や「口」も用いられる。

(内圈)銘 下道園勝弟園依朝臣右一人母夫人之骨感器故知後人明不

可移破

(外圈)以和銅元年歲次戊申十一月廿七日己酉成

(岡山県園勝寺蔵下道園勝・園依母夫人骨感器銘文)

和銅元年(七〇八)の銘文で、下道園勝は、吉備真備の父である。「園」字は、則天文字の一つで、証聖元年(六九四)の制定になる。

請天二人 工息人 / 右以明日可給遣 九月五日松 (足)

(『長岡京木簡一』、七、左京第二三次調査、溝SD一三〇一 B層、212・35・1 011、230、檜・板目)

長岡京造宮関係の木簡とされる。

嶋院 物守斐太一人飯參升

/ 十月廿三日領

(『長岡京木簡一』、五三七、溝SD八〇一八〇一、6区3層

(198)・32・5 1008(019)、檜・板目)

「」は、「三三」間隔の細い三本の線刻である。「解説」に、「物守」は倉入り前や野積みなどの番に当たった者が、「斐太」は、飛驒匠のこととされ、「嶋院」の推定地について述べられている。

* (1)「養老令」の、「考課令69」・「軍防令48・49・50」・「選叙令14・16・17・19」・「雑令24・26」などに「帳内」・「資人」に関する規定がある。また、左記など参照される。

『日本思想大系 律令』、「補注」、六二七頁。

森公章著『長屋王家木簡の基礎的研究』、二〇〇〇年五月、

吉川弘文館、八一頁。

(2)寺崎保広著『長屋王』、一九九九年二月、吉川弘文館、七七頁。

(3)吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」、『木簡研究』、第二十三号、二〇〇一年十一月。

(5)代 尻

「代」は、古代における稲一束を収穫し得る地積の単位の一つである。もともとその面積は、地味その他の条件で必ずしも一定しなかったが、後大陸からの度量衡の輸入が関係し、高麗尺方六尺一步の五歩、即ち、二百五十歩一段製の五歩に相当する地を指すこととなったとされる^④。

「参考」

川三_三代 川内志貴千代 山代久勢千代

(藤原宮東面大垣地区(第29次調査)、外濠SD一七〇、QT29 011)

『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(六) 藤原宮出土木簡(五)』

(九頁)による。「畿内の国郡名と代制の田積を記した」ものとされる(『奈良国立文化財研究所年報一九八一』、三七頁)。

x之 納三 (須力) 田二百代既不

佰地三味田三百代之内得二百五十代

必又 (張力) 田二百代之内得

(徳島・観音寺遺跡(205)・75・8 081、『木簡研究』第二十号)

七世紀後半、代制下の木簡である。上端部は刀子で切り目を入れて折り取り、また、ほぼ中央で人為的に刀子で縦に割っている。小字名が付された各水田について、それぞれの田積と耕作が可能であった田積を、四行にわたって書き上げた記録であるとされる(藤川智之 他)。

マ二百代

(出雲国庁跡(第一号)、東西溝

SD〇〇五(82)・(13)・3 081、『木簡研究』第二十号)

七世紀末〜九世紀の遺構から出土した木簡である(平石充)。

* (1) 亀田隆之執筆「代」、『国史大辞典7』、昭和六十一年十一月、吉川

弘文館

(6) 俵

17 米、また、小麦、粟、柑、炭などは「俵」に納められており、これらに

「俵」が用いられる。

米の「一俵」には、六斗納と五斗納との二様がある。明石一紀氏によれば、藤原宮・平城京出土の貢進付札を検討すると、それまでの米六斗＝一俵、四俵一駄の規定は、和銅六年(七二三)四月から、米五斗＝一俵、三俵一駄と改められた、この新制は、某里戸主姓名の書式導入とも関連しており、また、麦・大豆など穀物一般にも適用されたが、庸米の場合は、郷里制施行後でも、それまでの六斗＝一俵で納めることがあったとされる^①。庸米とは、歳役(正丁十日)の代わりに納める米で、衛士・仕丁・采女・女丁などの糧食に充てられた。

丹波國多紀郡眞繼里

多紀臣大足三斗/次金村三斗 并一俵和銅五年 (東院西南官衙

斜行溝SD八六〇〇、189・31・5 031 T043上層、『城』十一)

二人で三斗ずつ、合わせて庸米六斗＝一俵を納める。「和銅五年(七二二)」の年記がある。次も古い。

淡路國津名郡賀茂里人

夫 中臣足嶋庸米三斗/同姓山 (マ) 庸米三斗 并六斗

(平城宮跡左京一条三坊十五・十六坪 SD四八五、275・34・8 032、

『木簡研究』第十六号)

和銅六年、靈龜三年(七二七)、養老七年(七三三)の年紀の見える木簡

も伴出している。こうした貢進者の記載形式が「某里人某」とあるのは藤原宮木簡に見える古い要素で、和銅年間を境に「某里人某」の形式に変わるとされる(『藤原宮木簡1』、「解説」三五〜四三頁)。

備中國手田郡大飯郷新 里庸米

四斗五升田中里一斗五升右二村一俵

(南北溝SD一六四〇・219 23 6 033 DH67・『城』十八)

播磨國佐用郡佐用郷江川里

播磨直知得三斗右六斗一俵

(第一七七次調査)

6ACC区、木屑・炭層(235)・30・6 039 DN28・『城』十九)

『城』十九では、「阿波國阿波郡 美郷建部亂庸米六斗」(242・26・8 032 DN28)と見える木簡も報告されている。「亂」とは、荷造り形態に關する表現であろうが、しかし、同様「一俵」相当の単位である。但し、「讃岐國香川郡細郷生手得万白米五斗」(185・23・5 031 DM27)「香川郡仲津間 秦 (福カ)万呂白米五斗」(149・(15)・4 051 DM28)と書いた木簡も見える。これは白米五斗＝一俵の例となる(後述)。

尾張國愛知郡油口里庸米六斗

「出雲 俵三斗ノ出雲足人三斗」

(長屋王家木簡、SD〇二四(95)・21・2 039 TG11・『城』二十一)

「内の文字は、天地が逆になっている。」

備前國上道郡安度郷立原里 大ア 足三斗ノ同得 三斗 并六斗

(二条大路北側溝SD二二五〇・CP16 051・『城』十四)

備前國上道郡 (播カ)多郷拜師里

戸高矢部 ノ男足嶋 庸米 二人并六斗 天平九年ノ十二月十三日

(二条大路木簡(198)・42・4 033 UO35・『城』二十一)

備前國上道郡沙石郷御立里

若倭部五百足同若倭部百足合一(人脱)一俵ノ五戸秦部得丸

(同右(217)・29・5 033 UO35・同右)

沙石郷御立里若倭部五百足

同若倭部百足合一人一俵

(同右・110・26・3 011 UO38・同右)

右二例には同姓同人が見える。同郷戸の同族で一俵を合成し、貢納したのである。『令集解』の「賦役令」の条によれば、調庸の生産は、郡を単位に行われ、合成されたようである(『新訂増補国史大系』、三八六頁)。

備前國上道郡沙石郷御立

戸主 秦勝千足庸米三斗ノ健部臣結三斗 并六

(同右(185)・25・4 039 UO36・同右)

右の五例には、「一俵」と書いてないものもあるが、やはり、二人で庸米六斗＝一俵としたものである。

伊勢國飯高郡 枚郷 戸主夏身阿佐麻呂戸口敦石部ノ酒麻呂三斗戸

主民忌寸大伴

戸口祭福飯得三斗ノ右二人相一俵 (二条大路木簡、

東西溝SD五三〇〇・208・19・7 033 JD29・『城』二十四)

近江國伊香郡餘餘領郷戸主粟田臣船麻呂戸粟田臣牛麻呂庸米

一俵 天平廿年九月廿六日 (二条条間路北側

溝SD七〇九〇A・216・28・3 051 EM81・『城』三十四)

これも同姓の二人で一俵を合成したのである。同じ場所からは次の木簡も出ている。同様である。

(三)野國本榎郡栗栖田郷刑部石ノ

庸米六斗

(二条条間路北側

溝SD七〇九〇A・178・23・3 033 EM76・『城』三十四)

美濃國山縣郡 出石郷ノ丸部 万呂三斗

守部阿止見三斗 右六斗 (二条条間路北側)

溝SD七〇九〇A、197・30・5 033 EM74、『城』三十四)

青海郷 (海カ) 川里 (戸主カ) (作カ) 連豊

六斗神 (龜カ) □

(同、SD七〇九〇A、(128)・23・4 019 EL83、『城』三十四)

丹波國何鹿郡文井郷槻本里 部加乎ノ 波米 二人六斗

(同、SD七〇九〇A、246・25・5 031 EM77+EM76、『城』三十四)

次の「俵」字は助数詞ではなく、名詞であるが、やはり、「一俵」(六斗)に納められていたことがわかる。

(坂田) 郡下入里文首魚万呂戸俵六斗 (長屋王家木簡)

南北溝SD四七五〇、(117)・13・3 059 TB11、『城』二十三)

白髪部大麻呂ノ白 (髪カ) 部 □ 庸米六斗俵 (二条条間)

路南側溝SD七二〇〇、166・26・4 011 EH76、『城』三十四)

美濃國安八郡大田郷

大 (田カ) 君 (酒カ) 米六斗俵 (東二坊坊間東小)

路西側溝SD七二一五、232・18・7 033 EG35、『城』三十四)

春米、即ち、白米五斗=一俵の例は左記である。

赤穂郡大原郷 秦造吉備人丁二斗ノ秦造小奈戸丁三斗

(井カ) 庸一俵 (東二坊坊間大路)

西側溝SD五七八〇、192・24・5 031 HB57、『城』十一)

これも同姓の二人で一俵を合成したのであろう。天平末年頃の木簡とされる。

丹波國氷上郡石 (負カ) 里笠取 (直カ) 子万呂一俵納

白米五斗 和銅 年四月廿三日

(第91次調査、6ABE区、GP42 032、『城』十)

丹波 (國カ) (負カ) 里 (干カ) (部カ) 牟一俵

納白米五斗 和銅三年四月廿三日

(第91次調査、6ABE区、GP42 033、『城』十)

淡路國津名郡安乎郷人夫 戸主儀秦僧一斗五升同ノ廣山三斗戸主私

マ角五升

合一俵 天平廿年九月

(二条大路北側溝A区、172・32・4 033、『木簡研究』、第五号)

これらの場合は、一俵=五斗納であり、「安拜郡服織郷俵」(『平城宮木簡

1』、SD三〇三五溝、6AAC-V)の類も米五斗の意とされる。「丹波國

氷上(略)ノ・俵納白米五斗 和銅三年□□」(第91次調査、6ABE区、

GP42 039、『城』十)、「播磨國赤粟郡ノ・柏野郷山ア人足米五斗」(S

D五七八〇、HB56 033、『城』十一)、「河村郡河村郷白米五斗」(SG五

八〇〇、KST0 081、同)、「備後國世羅郡白米五斗ノ天平八年」(二条大路

木簡、SD五二〇〇、111・26・4 031 UO42、『城』二十二)などの類も

同様である。但し、この用例は、和銅三年(四月)には見えており、こ

の点、明石氏の説を遡る。なお、五斗と見える例にも庸米の場合がある。

「赤米」についても、「赤米六斗ノ七月十一日」(二条大路木簡、東西溝

SD五三〇〇、(96)・19・2 032 JE10、『城』二十九)、「大辟里赤米五斗」

(南北溝SD三〇三三、(170)・17・6 039 PJ14、『城』二十九)とある

から、六斗、あるいは、五斗で一俵になっていたのであろう。次の「黒米」

も同様である。これは玄米をいふ。

阿波國長郡坂野里黒米五斗

『木簡1』、二二八九、SD四七五〇溝、178・(20)・3 6032 TC11)

単に「(米)一俵」とだけ見える例も多い。

備前國三野郡津嶋ノ里

(庸カ)津嶋ノ木上一俵 | (宮城南面西門) S D 二二五〇

187・32・5 033『木簡研究』第四頁

米一俵 | (S D 五七八〇、HB56 039『城』十一)

周敷郡 郷戸主丹比連道万臣

白米一俵 | (『平城宮木簡』一七四) | S D 三二五四溝 6AAE・6AAF、163・21・6 6033)

「周敷郡」は、伊予国のそれ。

安曇郷戸主伊香連 (卯)人戸白米一俵

(『平城宮木簡』三三五九) S D 三二四一〇・S D 二二五〇溝

6AAE 203・16・4 6051『檜・板目』

「解説」に「安曇郷」は近江国伊香郡のそれかといひ、「伊香連」は同郡を本貫とするところある(一九四頁)。

近江國伊香郡

庸米一俵

(東大溝 S D 二七〇〇 (91)・11・6 039 EB27『城』十九)

白米一俵

九歳二月十二日

(東大溝 S D 二七〇〇 (99)・27・3 039 ER27『城』十九)

米七俵 | (東一坊大路西側溝 S D 四九五二

(111)・17・5 039 DH13『城』三十四)

國積幡郡

野里糯一俵

(斜行溝 S D 八六〇〇 SF47 上層 059『城』十一)

「糯」は、もちごめ。「積幡郡」野里は播磨國赤粟郡柏野里のこと
で、奈良時代初期(和銅年間の頃)には赤粟郡は「積幡郡」と記される場
合があったといふ^②。これは、後の「参考」には「赤禾郡」とも見え、『播
磨國風土記』には「赤禾郡」とも「積幡郡」とも見える。

秦田万呂粟糯米一俵 | (『平城宮木簡』

二二九六 S D 二七〇〇溝 6AACH (145)・23・3 6059)

「糯米」に「粟」字が使われている。穀類を俵に詰める場合、これは
「こめる」ではなく「こむ」という行為に相当したのであろう。「越前
国正税帳」では、糯(干しい)が粟の形で保存されており、『大日本古文
書』第一巻、四一九頁)、『長岡京木簡』八八九にも「伊与國和氣郡炬原
郷矢田ノ 福王粟白米五斗」(溝 S D 五二〇一 173・20・3 2004 (051)・
杉・柾目)と見える。「糯五斗天平五年七月十四日」ノ 郷長丸子
(略)、「鎌倉郡衙木簡」からすれば、これも五斗一俵のものがあったこと知
られる^③。

播磨國賀茂郡下賀

民直豐國庸米一俵

(東西溝 S D 三三三〇 221・21・6 033 JM27『城』十九)

讃岐國三野郡勝間郷平 枚夫庸米一俵 | (東一坊坊間路

西側溝 S D 四六九九 203・14・2 051 SN08『城』二十三)

賀茂郡川合郷坂本里

佐伯部豐嶋白米一俵 | (二条大路木簡、東西溝

S D 三三〇〇 (155)・27・4 039 JD24『城』二十四)

近江國蒲生 (郡) 周惠郷春日部

君麻呂庸米一俵

(同右) SD五三〇〇(146)・19・4 051 JD24『城』二十四)

蒲生 (郡カ)薩 郷民使司

一俵

(井戸SE一八〇、146・18・3 033 TG26『城』二十)

表面は、『木簡』では「蒲生 (郡) 薩 (々山カ)郷民使司」と

ある(七一、SE四七七〇井戸)。

次の三例は、運送に関するもので、「東人+列」、「大足+列」は、長の名を冠した集団名らしい。この団体によって消費される米である(「列・烈」の条参照)。

東人列米運少白列五俵ノ十上 付伊福部身万四

(二条大路木簡、東西溝)

SD五三〇〇、164・31・3 051 JF09『城』二十四)

東人列米運大田五俵ノ付窪部男

七月一日 (二条大路木簡、東西溝)

SD五三〇〇(152)・(18)・3 081 JF10『城』二十九)

大足列米運人万呂五俵

七月一日付古久須美 (二条大路木簡、東西溝)

SD五三〇〇、167・23・6 033 JF11『城』二十四)

とじらで、長屋王家木簡関係には、次のような「一石俵」、「俵一石」の表記が見える。これは、米二俵(一石)に荷札(木簡)一枚を付したもので、国庫を経ず、封戸から直接王邸に送られたものとされる²⁾。

長屋皇 (宮カ)俵一石春入夫

羽昨直嶋

(井戸SE一八〇、175・25・6 051 TG26『城』二十)

第一八六次調査(6AFI区)で出土した養老元年(七一七)頃の木簡で、森公章氏は、これを八坪、井戸SE四七七〇とされ、不詳字は「宮」と翻字されている³⁾。ほぼ同じ文面かと思われる簡が他に二点ある(182・21・5 6051 TG26、160・18・6033 TG26)。冒頭に「長屋皇 (宮カ)」という宛先があり、これによつてこの毛地の主が長屋王であると判明したとされる。次も春米一石の類例である⁴⁾。

石原里俵一石

(長屋王家木簡、SD〇〇四、168・18・5 032 TH11『城』二十一)

鳥羽里俵一斛

(同右、SD〇〇四(158)・19・1 033 TB11『城』二十一)

住吉郡大 里俵一石

(同右、SD〇〇四、192・20・5 033 TB11『城』二十一)

守部連安麻呂春北宮

俵一石「上俵」

(同右、SD〇〇四、155・27・12 031 TF11『城』二十一)

朝津里俵一石

中臣部千馬在

(同右、SD〇〇四、151・22・3 051 TF11『城』二十一・二十五)

「丹生郡朝津里白米一石」と見える木簡もある(SD〇〇四、203・30・5 033 TG11『城』二十五)。

葦田里俵

一斛 (同右、SD〇〇四、112・21・5 032 TF11『城』二十一・二十五)

『城』二十一・二十五)

餘戸里俵一石漢人小襦

北宮 (之) 物七月廿三日 (長屋王家木簡 南北溝

SD四七五〇' 189・23・3 033 T111' 『城』二十三)

「北宮」は長屋王妃吉備内親王の宮とされる⁶⁾。

粟田 (内子部) 馬戸俵一石錢分 (長屋王家木簡、南北溝

SD四七五〇' (154)・21・5 019 TG11' 『城』二十七)

官手俵一石 (長屋王家木簡、南北溝

SD四七五〇' 92・15・2 051 TJ11' 『城』二十七)

田村白春俵一石 (平城京左京二条一坊・

二条一坊発掘調査報告' 213・22・5 6032 TJ11)

類例は多いので、この他は省略するが、「一石(斛)」と見えて「俵」字を伴わない例、「俵」と見えて「一石」の二字のない木簡などもある。こうして、「一石」(一石俵・俵一石)の駄送が常のことであれば、俵そのものを一石容量とすることも可能であろうが、実は、次の文書木簡が、その存在を証していると思われる⁷⁾。

返報 進上米十二斛 太七ノ小十 合故附草良

下黒万呂 五月廿一日「辰時」 少書吏 家扶

(長屋王家木簡 SD〇一四' 270・24・5 011 TC11' 『城』二十一)

「太」は一斛俵、「小」は五斗俵で、都合十二石となる。よって、長屋王家では、五斗俵だけでなく、一斛俵の規格も存在したと知られ、これは、これ以前から封戸租を全給されていた長屋王家などの一部皇親が、より古くから行っていた独自の輸送編成であったとされる。

「一俵」は、また、庸米「五斗八升」を単位とするものがある。次がそれで、「一例目も俵によるのである」。

不知山里俵五斗八升

(和銅造管期整地土' 6 A B E区' 171・24・3 051 GP42' 『城』十)

備前國邑久郡香止里

人夫矢田マ末万呂五斗八升

(左京二条間大路南側溝

6 A L G・S D D五七八五' 138・23 033 C560' 『城』六)

この数字は、諸官司の直丁や駆使丁らが一月分の糧米として支給される量に関わるとされる。即ち、各官司は、一日二升の割合で、大月ならば六斗、小月ならば「五斗八升」の糧米を彼らに支給した、庸米の俵は、こうした大糧支給量にあわせて荷造られているとされるのである⁸⁾。

備中國手田郡大飯郷新 里庸米

四年五升田中里一斗五升右一村一俵

(南北溝SD一六四〇' 219・23・6 6033' 『城』十八)

神龜年間頃の庸米の付札とされる(『奈良国立文化財研究所年報』一九八五)。どういつ事情であろうか、これは一村で庸米二斗の一俵を作った例である。

なお、左は、石数ははっきりしないが、米俵を数えたものである。

山 (香國野カ) 郡 里俵

(長屋王家木簡、168・24・3 032 TH11' 『城』二十七)

冊俵 定米拾捌斛九

冊

(6 A F B S D D六五〇' D F 10 081' 『城』七)

次は、内容や容量の記入のない木簡であるが、やはり、米を対象とするものであることが、

一俵

(井戸SE一八〇(84)・21・2 059 TG26『城』二十)

(播)磨國鴨郡修布里

一俵 | (長屋王家木簡 南北溝SD四七五〇

(156)・19・2 081 TD11,TZ11『城』二十七)

伊勢國飯高郡下牧郷戸主内飯得

一俵 |

(東西溝SD五三〇〇(283)・21・5 033 JD24『城』二十九)

伊予國周敷郡田乃郷

荒木首眞鳥一俵 |

(二条大路木簡 159・28・4 051 OB16『城』三十二)

伴出木簡からすれば、白米(精米、春米とも)五斗入りである。八世

紀後半の木簡である。つが。

越前國坂井郡荒墓郷

SD11100溝 6AACH,(188)・25・6 6051 (『平城宮木簡』、二一九〇

嶋一俵 | (二条条間路北側溝

SD七〇九〇A,(89)・29・5 039 EM71『城』三十四)

助数詞「俵」は、米以外に、次のようにも用いられている。

和氣郡進小麥一俵

(南北溝SD11100〇 FB35 032『城』十六)

播磨國六粟郡三方里大豆五斗

(南北溝SD11100〇 FL27 032『城』十七)

神埼郡小幡郷大豆一石 (二条大路木簡、東西溝

SD五三〇〇 176・22・3 033 JF12『城』二十四)

SD五三〇〇 176・22・3 033 JF12『城』二十四)

櫻間郷日下部國万呂小豆五斗 | (二条大路木簡、宮内道路

南側溝SD11600〇 209・25・3 032 JB36『城』三十二)

右は、俵入りの小麦、大豆、小豆を対象とする例である。一俵=五斗で

貢納・保管されたのである。

進上 (柑) 廿四俵上

潤月十五日火三田次

(南北溝SD四七五〇 286・25・6 011 TE11『城』二十三)

粟一俵 | (二条条間路北側溝

SD七〇九〇A(35)・(267)・2 081 EM87『城』三十四)

粟 柑を対象とする例である。量はわからない。後者は、幅広の木簡に

横書きされたもので、「菅卅」、「食料」、「胡禄卅」、「米廿五」、「

一俵」などの語句も見えるが、省略した。

北宮交易美濃郡吉川里

SD四七五〇 140・19・5 032 (『倭名類聚抄』の「木類」に、「榭 本草云榭

「榭」は、「柏」に同じ。『倭名類聚抄』の「木類」に、「榭 本草云榭

音斗斛之斛/和名加之波 唐韻云柏 音昂和ノ名上同 木名也(道円本、

卷二十、三才)とある。その葉を飲食物の容器、また、祭祀具とした。

移 務所 主殿寮之大御物行月料之炭松八俵 / 部宇治大嶋

等受炭此者 代充

云此皆小子部辛國等爲而皆受而 / 丁等爲令運作

用 (岡)公 万呂 三日 家 (扶)

(長屋王家木簡、左京三条一坊八坪南北溝SD四七五〇(275)・35・

4 019 TH11『城』二十七)

4 019 TH11『城』二十七)

「務所」(奈良務所)とは、先にも見えたが、「長屋王家令所」の私的な呼称とされる⁹⁾。「炭」は、木炭、「松」は、続松(松明)を意味する。

次は、詳細はわからないが、大きな数字である。

十四 卅五俵十五 廿七

一 (月)

(南北溝SD三七一五、B147、上層 019、『城』十一)

今可請百十四俵一斗

三百俵六十一俵一斗 請三百卅七俵

(東大溝SD一七〇〇、211・21・5 011 EM27、『城』十九)

【参考】

小升三升大 (師)借用 又三升ノ 「」

又五月廿八日飢 六月七日飢者下俵二ノ者賜大俵一 道ノ性

受者道性女人賜一俵

(飛鳥池遺跡、南北溝SD〇五、(90)・29・3 019 NK35、『飛

鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十二)^{a)})

第八十四次調査(5BAS)の出土木簡で、裏側の文は、天地が逆にな

っている。

播磨國六栗郡山守里

日奉部奴比白米一俵

(同右、土坑SK二六、165・28・5 033 NL35、同右)

1)の『概報』では、「丁丑年十二月三野國刀支評次米ノ 惠奈五十戸

造 阿利麻ノ春人服ア枚布五斗俵」(南北溝 SD〇一、151・28・4 032

NJ33)「」(問)部五十戸俵七斗(同 SD〇一(127)・23・4

033 NH33)「 播磨國六栗郡三方里ノ 神人 (時)万呂五斗」(土坑S

K二六、158・20・6 033 NM35)「 播磨國六栗郡ノ 三方里神人 牛白

米五斗」(同 SK二六、129・24・5 033 NM35)などの木簡の出土も報

じられている。「丁丑年」は天武六年(六七七)とされ、これらについては

寺崎保広氏に論考がある¹⁰⁾。

又一俵 (第一四次調査 6AJB SD一七〇、PB29 081)

『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(四) 藤原宮出土木簡(三)』に

よる。『藤原宮木簡』(六七七)に同じものらしく、やはり、米である¹¹⁾。

吉備道中國加夜評

葦守里俵六

(飛鳥寺 5BAS W区

藤原期の炭層・粗炭層、111・24・3 031 WN23)

この一例は『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十一)』によった。同

じ場所から、「加毛評柞原里人ノ (小嶋)マ 俵」ノ荒

田マ首羊ノ俵、また、東西溝SD二七四〇から「神前評川邊里ノ 三宅

人荒人俵」と書いた木簡も出ている。「俵」は、いずれも名詞であるが、そ

の荷造り形態を知ることができる。

不知山里俵五斗八升

(GP42 051、『飛鳥・藤原宮

発掘調査出土木簡概報(四) 藤原宮出土木簡(三)^{a)})

右は、一俵(五斗)に「八升」を添えた形であったのかも知れない。次

も、五斗一俵である。

備前國勝間田郡荒木田里

五 ア 俵五斗 (外濠SD一七〇、QT29 081)

別君意伎万呂米一俵 (藤原京右京五条四坊、下ッ道東

側溝 中央トレンチ、149・20・4 011)

『木簡研究』、第十五号(竹田政敬、和田萃)による。

一俵

(外濠SD一七〇、QT29 081)

右二例は、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(六) 藤原宮出土木簡(五)』による。

一俵用

(飛鳥藤原第八四次、5BAS、南北溝SD〇一、091 NL33)

『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十四)』による。

次は、何を納めたものか、定かでない。

(部) 里秦人 俵

『藤原宮木簡』、五五一、SD一九〇一A溝、165・18・3 6051)

阿波國阿波郡秋月郷庸米物マ小龍一俵

(平城宮内、西方官衙地区土壙、SD六一五五、218・30・5 051)

奈良時代末期から平安時代中期の土壙から出土した奈良時代後期の木簡とされるが⁶⁾、平安時代初期の土坑状の東西溝から出土した木簡ともされる(『木簡研究』、第十四号)。当初の『城』六のデータは6ADC EB46土埋溝。

竹野郡竹野郷白米四斗八升

(長岡宮東辺官衙・春宮坊跡、253・35・5 031)

竹野郷白米五斗

(同右、(179)・25・3 031)

右二例は、『木簡研究』、第二十号(清水みき、他)による。四斗八升で一俵を作ることもあったらしい。

米壹俵

八月九日

(『長岡京木簡』、九〇三、溝SD

五二〇一(114)・16・3 8831(039)、檜・板目)

白米五斗

(俄)

(延) 暦八年四月廿九日

(同右、一三二一、溝SD

二二〇三(162)・23・3 8804(059)、杉・板目)

大豆五斗 勘

(同右、一三四九、溝SD

八九〇三(67)・14・4 2088(019)、檜・板目)

『長岡京木簡』では、「白米五(伍)斗」と書いた木簡が多く報告されている。

* (1) 明石一紀「調庸の人身別輸納と合成輸納 木簡の書式と和

銅六年格」、竹内理三編『伊場木簡の研究』、一九八一年九月、東京堂出版、一八八頁。

(2) 寺崎保広「長屋王家木簡郡名考証二題」、『奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集 文化財論叢』、一九九五年、同朋舎、四七四頁。

(3) 鈴木靖民氏、『木簡が語る古代史 下』、吉川弘文館、一四頁。

(4) 寺崎保広氏、注(2)文献、また、森公章著『長屋王家木簡の基礎的研究』、吉川弘文館、九三頁。

(5) 注(4)文献。

(6) 岸俊男『『嶋』雑考』、『日本古代文物の研究』、一九八八年、塙書房、二七八頁。

(7) 榎木謙周「長屋王家の経済基盤と荷札木簡」、『木簡研究』、第二十一号、一九九九年。

(8) 狩野久「庸付札について」、『木簡研究』、第三号、一九八二年、一〇七頁、一一三頁。

鎌田元一氏(富山大学)の説として紹介されている。
(9) 寺崎保広著『長屋王』、吉川弘文館、一三二頁。

- (10) 寺崎保広「飛鳥池遺跡の調査 第84次・87次」(『奈良国立文化財研究所年報 1988』、一九九八年九月)、「奈良・飛鳥池遺跡」(『木簡研究』、第二十一号、一九九九年十一月)。

(11) 狩野氏、注(8)文献 一〇五頁。

(7) 像

仏像を対象とする。但し、目下の用例は、左記と「正倉院文書」におけるものである。

「参考」

- 仁王會所 合仏五十一像 之中五像 五大力并々別裹布各八尺ノ
 卅六像 仏々別裹帛六尺 敷帛帳二條 一條四幅ノ一條五幅 納辛櫃
 一合

帛帳二條 (後略)

(仁王會所注文、正倉院蔵雜札、中二、杉、長50.7cm、幅4.5cm)

この詳細は後の「副」の条で言及する。「正倉院文書」における用例は別稿で述べる。

(8) 兩 足・輪・轉 「以下、後稿」

「付記」

本研究は、平成十三年・十四年度科学研究費補助金(基盤研究C)による研究成果の一部である。